

2018 年度 矯正・保護課程 施設参観（夏季） 参観先施設概要等一覧

参観日	施設名	所在地	概要等	収容定員等
8月7日 (火)	播磨社会復帰促進センター	兵庫県 加古川市	<p>(沿革) 平成17年、庁舎等新営工事の着工。平成18年、PFI方式の導入決定。平成19年3月、庁舎等新営工事の完成、構造改革特区の認定(加古川市)。同年4月センター開庁。同年10月PFI※事業運営開始。</p> <p>(施設の概要・特色) 播磨社会復帰促進センターは、平成19年4月に、PFI手法と構造改革特区制度を活用した官民協働の刑務所として、兵庫県加古川市に誕生。現在、全国に4か所あるPFI(Private Finance Initiative)※刑務所の一つで、建物を国が整備し、施設運営の相当部分(施設の管理、収容監視、警備、受刑者処遇の一部)を民間事業者に委託する新しいタイプの刑務所。民間のアイデアやノウハウを活用することで、受刑者の矯正指導や職業訓練を充実させ、社会復帰・社会定着を支援している。</p> <p>※PFIとは、公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金やノウハウを活用して行う手法で、効率的かつ効果的な公共サービスを目標としている。</p>	1,000名
	加古川刑務所	兵庫県 加古川市	<p>(沿革) 昭和23年、「大阪刑務所管加古川建築場」として発足、昭和24年、加古川刑務所として独立。昭和39年、交通事犯禁錮受刑者の集禁施設に指定。平成19年、PFI<注:上記※を参照>事業導入(播磨社会復帰促進センター運営開始と連動)、平成24年、女区収容施設工事完了、女子受刑者収容開始。</p> <p>(施設の特色) ①犯罪傾向の進んでいない刑期10年未満の男子の懲役受刑者、禁錮受刑者、交通事犯受刑者、女子受刑者。②外部通勤作業の実施、③全国の刑事施設の受刑者被服の生産(生地の生産から縫製加工までの一貫作業)、④PFI手法による総務及び警備業務等の委託(事務支援、施設警備、物品・書類・居室の検査、運転業務等)、⑤公共サービス改革法による給食業務の民間委託。⑥性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設、就労支援強化矯正施設等の指定。</p>	1,281名
8月9日 (木)	和歌山刑務所	和歌山県 和歌山市	<p>(沿革) 明治2年、藩政改革の際、市内に檻倉を設置。大正11年、和歌山刑務所と改称。昭和19年、女子刑務支所となり、女子受刑者を収容開始。昭和21年、和歌山刑務所と改称、女子受刑者の刑務所として独立。</p> <p>(施設の特色) 和歌山刑務所は、大阪管内の女子受刑者を収容する刑務所。また、西日本で確定した外国人受刑者のうち、特に日本人と異なる処遇を必要とする外国人を収容している。</p> <p>受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る。</p>	500名

2018 年度 矯正・保護課程 施設参観（夏季） 参観先施設概要等一覧

参観日	施設名	所在地	概要等	収容定員等
8月10日 (金)	更生保護法人和衷会	大阪府 大阪市北区	<p>(沿革) 大正元年、明治天皇の崩御による恩赦で多数の受刑者が釈放された。これを契機にその人たちを収容保護して善導し、社会復帰を図る目的で、在阪仏教各派寺院の連合協力のもと、保護事業を開始。大正2年、大阪監獄の国有地2,640 m²(800坪)の無償貸与を受け、司法省からの下附金と有志の寄付金等で現在地に収容保護施設・事務所等を建設。大正7年、公益法人(財団法人大阪仏教和衷会)として設立許可を受ける。昭和25年、更生緊急保護法の施行に伴い、更生保護会経営の認可を受ける。昭和62年、寄付行為の変更認可。名称を財団法人和衷会に改名。平成8年、更生保護事業法の施行に伴い、新たに創設された法人制度で、「更生保護法人」として法務大臣の許可を受ける。併せて、従来の「更生保護会」の呼称は、「更生保護施設」に改称。</p> <p>(施設の概要) 更生保護施設は、刑務所等から出所しても適当な住居がなく、落ち着くところのない人たちに、宿泊場所や温かい食事を提供し、必要な保護を行い、これらの人たちの再犯を防ぎ、社会復帰を助ける施設。</p> <p>和衷会で行っている主な保護の内容は、受け入れ準備、入所時の手続き、宿泊・食事の提供、生活指導、就職の援助、教養集会・レクリエーション、自治会活動、健康の管理、奉仕活動等である。</p>	110名
	大阪府立修徳学院	大阪府 柏原市	<p>(沿革) 明治40年、創立認可「大阪府立修徳館」と称す(現在の淀川区十三)。大正12年、現在地に移転。昭和9年、少年教護法施行「大阪府立修徳学院」と改称。平成10年、児童福祉法改正、「教護院」が「児童自立支援施設」となる。平成25年、柏原市立桜坂小・中学校開校。</p> <p>(施設の概要・特色) 児童自立支援施設は、非行や家庭環境、その他の理由により、生活指導を要する子どもたちに対して、心身の健全な育成を図り、自立のための支援をする施設。</p> <p>修徳学院は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県の府県境に位置し、近隣には古墳群が散在する等、緑豊かな環境に立地している。子どもたちは恵まれた自然環境の中で、専門の資格をもつ夫婦と生活と共にし、学習、作業、スポーツなどを通じて、伸び伸びと育っていく。同学院では、健全な社会生活を営むために必要な人格形成や基礎体力・学力の向上、自立心の修得をめざし、子どもたち自身に関わる問題等について指導するとともに、家庭復帰する子どもたちの社会的自立を図るために、家庭において児童の様態に応じて、より適切な養育がなされるように、関係者を交えて調整を行っている。</p>	100名

2018年度 矯正・保護課程 施設参観（夏季）参観先施設概要等一覧

参観日	施設名	所在地	概要等	収容定員等
8月20日 (月)	交野女子学院	大阪府 交野市	(沿革) 昭和23年、交野市倉治に開設。昭和28年、現在の交野市郡津に移転。 (施設の概要・特色) 交野女子学院は、近畿地方2府4県と中部地方6県の家庭裁判所から保護処分として送致された14~20歳未満の女子少年に対し、健全な育成を図るための教育(矯正教育)を授ける法務省所管の施設。	91名
	浪速少年院	大阪府 茨木市	(沿革) 大正12年、日本最初の少年院として現在地に設立。昭和24年、初等、中等及び医療少年院となる。昭和39年、職業訓練施設となる。昭和52年、初等・中等少年院「職業訓練課程」に指定。平成5年、「職業能力開発課程」に指定。平成12年、「生活訓練課程」(外国人少年)が加わる。平成27年、第一種少年院「社会適応課程I」に指定。 (施設の概要・特色) 主に近畿地方の家庭裁判所で、少年院送致の決定を受けた少年を対象に矯正教育を行う。矯正教育課程は、「社会適応課程I(A1)」で、社会生活に適応するための能力の向上を図る。	160名
8月21日 (火)	奈良少年院	奈良県 奈良市	(沿革) 昭和28年、法務省設置法により特別少年院に指定。昭和32年、中等少年院に指定変更。昭和52年、特別少年院が追加指定。平成5年、生活訓練課程及び職業能力開発課程施設に指定。平成9年、初等少年院が追加指定。平成27年、第1種・第2種・第4種少年院に指定。 (施設の概要) 近畿の家庭裁判所で、第1種・第2種少年院送致決定を受けた男子少年及び刑の執行を受けることされた者(第4種)に対し、各種の矯正教育を行う国立の施設。少年の教育の必要性に応じて、次の3つの矯正教育課程が設けられている。①「社会適応課程II」(重点的教育内容として、社会適応を円滑に進めるための各種指導を行う課程。第1種少年院送致決定者対象)、②「社会適応課程IV」(重点的教育内容として、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身につけるための各種指導を行う課程。第2種少年院送致決定者対象)、③「受刑在院者課程」(重点教育内容として、個別的事情を特に考慮した各種の指導を行う課程。第4種少年院収容対象者)。	100名
	大阪少年鑑別所	大阪府 堺市	(沿革) 昭和24年、大阪市北区に大阪少年観護所・同鑑別所として創立。昭和25年、大阪少年保護鑑別所と改称。昭和27年、大阪少年鑑別所と改称。昭和37年、現在の場所へ移転。 (施設の概要) 少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設である。大阪少年鑑別所は大阪府全域を対象とし、「地域非行防止調整官」も配置されている。(※同調整官は、東京、大阪、名古屋、福岡、横浜の5か所の少年鑑別所のみ配置)	250名

2018年度 矯正・保護課程 施設参観（夏季）参観先施設概要等一覧

参観日	施設名	所在地	概要等	収容定員等
8月27日 (月)	大阪医療刑務所	大阪府 堺市	(沿革) 昭和47年、大阪・高松両管内の身体及び精神疾患受刑者を収容する医療専門施設として、大阪刑務所敷地内に新営工事を開始。昭和49年、大阪刑務所の支所として開庁。平成13年、本所に昇格。平成19年、女子病棟新設、女子患者の収容を開始。 (施設の特色) ①内科、外科、精神科及び泌尿器科等の疾患有する受刑者を収容するとともに、人工透析装置を整備して透析療法を実施する等、 <u>病院機能を有した専ら医療を行う刑務所で、西日本の医療センターとしての役割</u> を担っている。②医療を必要とする患者が主体となるので、 <u>犯罪傾向の進度、罪名及び刑期等が多種にわたる受刑者を収容している</u> 。③治療中心の処遇を実施しているため、 <u>一般刑務所と異なり、動作時間の中に安静時間を設けて、積極的な治療を行うとともに、病気の回復状況に合わせて、軽度な作業を実施し、体力と病気の回復に努める</u> 。	既決267名 女子23名
	大阪刑務所	大阪府 堺市	(沿革) 明治15年、西成郡川崎村に堀川監獄分署として新設。昭和3年、現在地に移転。平成8年、全体改築工事完了。 (施設の概要) 大阪府、和歌山県にまたがる5つの支所を所管する西日本最大の刑事施設。近畿全域の若年受刑者、性犯罪受刑者等を精密に調査する「調査センター」が設置されている。収容対象は、B指標(犯罪傾向が進んだ26歳以上成人男子受刑者)とF指標(男子外国人受刑者)。	2,519名
8月28日 (火)	更生保護法人京都保護育成会	京都府 京都市	(沿革) 昭和22年、京都司法育成会として設立。平成8年、同年施行の「更生保護法」により「更生保護法人」となる。平成12年、施設全面改築。 (施設の概要) 更生保護施設は、少年院・刑務所等から出所し、行き場所がない人たちに、宿泊場所や食事を与え、様々なアドバイスをする等必要な保護を行い、1日も早く社会復帰が果たせるよう手助けをする所である。京都保護育成会は、男子対象の施設で、主に行っている保護の内容は、受け入れ準備、宿泊・食事の供与、生活指導、就労指導、レクリエーション等である。	20名
	滋賀刑務所	滋賀県 大津市	(沿革) 正保2年、徳川家光時代、大津石橋町に牢獄を設置。明治元年、大津裁判所が設置され、牢獄を因獄と改称。明治11年、滋賀県監獄署と改称。明治18年、膳所城跡に膳所監獄を起工。大正11年、滋賀刑務所と改称。昭和37年、現在地において施設全体工事を開始。昭和41年、施設全体工事完成。 (施設の概要) 滋賀刑務所は、26歳以上の男子で、執行刑期10年未満の犯罪傾向の進んでいない受刑者(A指標)を収容する刑務所。(一部には、刑事被告人、被疑者等も収容。)	706名